

# 公益財団法人公益法人協会 第19回評議員会議事録

- 1 開催された日時 平成29年3月9日(木) 10時～12時
- 2 開催された場所 「如水会館」コンファレンスルーム
- 3 評議員総数及び定足数  
総数 27名、定足数 14名
- 4 出席評議員数 21名  
(出席) 秋山孝二、石山 勉、伊藤道雄、伊藤博士、今井 渉、大貫正男、黒田かをり、  
小西恵一郎、笹部俊雄、高橋 洋、高橋陽子、茶野順子、鶴見和雄、徳川義崇、  
轟木洋子、中野佳代子、振角秀行、宮崎幸雄、茂木義三郎、山本雅貴、吉井實行  
(欠席) 大西健丞、小方 泰、渋谷雅英、谷井 浩、野村 萬、深尾昌峰  
(監事出席) 谷村 啓、中田ちず子  
(理事出席) 太田達男理事長、金沢俊弘専務理事、鈴木勝治専務理事、雨宮孝子理事、  
岸本幸子理事  
(議案説明及び報告) 太田理事長、金沢専務理事、鈴木専務理事
- 5 議 題  
決議事項  
第1号議案『議事録署名人の選出』の件  
第2号議案『平成29年度事業計画書及び収支予算書等の承認』の件  
報告事項
  - (1) 第39回理事会のその他決議事項
  - (2) 公益目的事業変更に係るガイド及び当協会要望書
  - (3) 不認定案件への対応
  - (4) CAPS委託調査
  - (5) 法制審議会信託法部会の状況(公益信託)
  - (6) 東京都委託社会福祉法人事業の経過
  - (7) 「熊本地震」「東日本大震災」草の根支援組織応援基金の状況
  - (8) 寄附月間「寄付川柳」の応募と選考結果
  - (9) 28年度寄附金の状況報告
  - (10) 28年度財務及び会員の状況
  - (11) 理事の異動等及び事務局人事
  - (12) 平成29年度 税制改正
  - (13) 休眠預金の状況
  - (14) 「社会的企業研究会」準備委員会
  - (15) その他報告

## 6 会議の概要

### (1) 定足数の確認等

冒頭で金沢専務理事より、評議員総数27名中21名が出席、6名欠席予定であること、したがって開催要件の定足数たる過半数14名以上の出席を充足していることを確認し、続いて、同専務理事から本会議の議事進行について説明があった。

### (2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款の規定に基づき、高橋陽子評議員会会長が議長として本会議の成立を宣し、議案の審議に移った。

## ○ 決議事項

### 第1号議案『議事録署名人の選出』の件

議長が、本評議員会議事録署名人2名の選出について諮ったところ、轟木洋子、中野佳代子の両評議員を出席評議員全員一致で選出した。

### 第2号議案『平成29年度事業計画書及び収支予算書等の承認』の件

議長の求めに応じて太田理事長から、事業計画書案について説明があった。説明によると、まず環境認識として、平成29年度は公益法人制度改革施行後10年の節目の年に当たる。新制度はこれからが真価を問われることになるが、28年度をみても、非営利組織評価センターの設立をはじめ公益信託制度の抜本改正に向けた審議の開始、全国レガシーギフト協会の設立、休眠預金等の活用に係る法律の成立など、注目すべき動きが目白押しであり、それらのさらなる実用化に向けて体制を整える段階を迎え、非営利組織による民間公益活動が果たすべき役割はますます重要なものとなっている。そこで基本方針は、①非営利組織のより徹底した自律的で自立した資質の向上により、休眠預金、公益信託、資産寄附など社会から負託される財産の公正で透明性の高い管理運用体制の構築に協力すること、②社会福祉法人制度改革に対応し、適切な支援体制を整備すること、③会員へのより質の高いサービス向上をめざし、会員システムの向上、遠隔地相談体制、インターネット利用環境などを整備することの三点を軸に事業計画を策定した。具体的には次のとおりである。

#### <公1「普及啓発事業」>

出版では実務本の他に休眠預金活用制度、遺贈寄附、公益信託、社会福祉法人制度に対応した企画を進め、Webサイトでは会員専用頁を設けるとともに、モバイル閲覧にも対応させ情報発信力を高めるとともに、NOPODAS（非営利法人データベースシステム）は、登録情報の数値データの拡充等、さらに利便性の向上を行う。また、国内外連携としては休眠預金活用、遺贈寄付、社会的インパクト評価に関する動きを注視し、関連団体との連携を構築する他、海外の中間支援団体との情報交流、日本の市民社会組織関連情報の海外発信を図る。

#### <公2「支援・能力開発事業」>

相談室では4月に改正法が全面施行される社会福祉法人の運営支援を本格的に実施し、社会的関心が高まりつつある遺贈に関する相談窓口を設置する他、新たな地方拠点を一、二か所開設し地方相談体制を、また、地方会員団体にはスカイプによる面接相談体制をそれぞれ強化する。セミナーは、主軸である会計セミナーを全国主要都市で開催する他、社会福祉法人を対象とするセミナーを拡充し、人事管理・労務セミナーのシリーズ化、その他公益法人を取り巻く

環境変化に対応したセミナーを実施する。機関誌は実務記事の充実、執筆陣の拡充を図るとともに、広報力の向上、読者拡大を狙いとした本誌記事の一部デジタル化を図り、ホームページ上での記事閲覧を進める。情報公開支援としては、新規設立の法人と地方における法人の積極的な利用促進とともに、社会福祉法人などの利用にも門戸を広げる準備を進める。

#### <公3「調査研究・提言事業」>

「社会的企業研究」「非営利法人関連の判例等研究会」「公益法人・一般法人アンケート調査」などを行うとともに、専門委員会では、それぞれ実用化に向けた準備が本格化する休眠預金、遺贈寄付、公益信託制度抜本改正について、関連テーマを議題として運営する。また、検討課題の広がりに伴い、会員外の非営利組織関係者も特別メンバーとして募集、委員会の活性化を図る。また、提言活動は「資産寄附税制改正」「公益信託法改正」「休眠預金活用制度」など重点テーマに対し、当協会単独ではなく4専門委員会メンバー団体を中心とする公益法人・一般法人並びに隣接する非営利セクター関係団体との共同要望体制を構築する。

#### <法人管理>

会員システムの機能を拡大・強化し、役職員全員で情報を共有、最新の会員情報に基づくアプローチにより会員増強を図る他、モバイルに対応したサイトの構築を進め、情報発信力を高める。また、中期計画に記した資金積立てによる財務体質の改善を図る。

続いて金沢専務理事から、28年度の財務状況の説明とともに、平成29年度収支予算について説明があった。説明によるとまず、28年度は3年連続の黒字が見込める状況にあるが、資金繰りは数年前に比べて引き続き良好である。事業収益を牽引するのは売上6千万円以上のセミナー事業であるがその中で50%を占める会計セミナーが昨年以上の成果を上げたこと、また会費の入金が順調に進んだことも黒字の一因である。移行期から徐々に収益力が低下している出版と新規入会が減少傾向にある会員関係は、新年度に新たなテコ入れをすべく事業計画にもその旨を盛り込み、29年度もプラスの収支予算を組んだ。また、平成28年度の寄附金関係では「平成28年熊本地震 草の根支援組織応援基金」には937万円の寄附があり、管理費10%分を差し引き、当協会の寄附を加算した851万余円を配分した。従来から設置している「東日本大震災 草の根支援組織応援基金」には新たに28年度、松口奨学会の第二次寄附440万円及び世界聖典普及協会から200万円の寄附があった。配分としては27年度に受けた松口奨学会第一次寄附金から、28年度末に40万円を宮城県の1団体に助成し、残額の約1,190万円は、29～31年度に配分される予定である。また、「TBRビルテナントの借家権を守る会」(小西評議員の関係団体)からの27年度にいただいた特別寄附金412,345円については寄附者の指定に沿い、公益目的事業1(普及啓発事業)・国内外連携事業のうち「東アジア市民社会フォーラム」の費用に充当させていただいた、とのことであった。次に、資金調達及び設備投資の見込みについては、事業計画の説明にもあった「NOPODAS」の再構築に500万円、また、協会内システムの拡充に108万円投入するとの説明があった。

以上の説明に対して、下記の意見及び質疑応答があった。

(小西評議員) 受取震災支援金は指定正味財産からの振替で1,000万円の予算計上に対して、指定正味財産増減の部で受取支援金が従来の年度と比べ120万円しか計上していないが、差額の880万円はどこからもってくるのか、その辺りを説明いただきたい。

(太田理事長) 予算書に計上された平成29年度期首の指定正味財産見込額は1,690万円であり、うち500万円は当協会の創立者から寄付されたもので使わない。残りの約1,190万円が震災関連の寄附金であり、このうち880万円を使う、ということである。

(小西評議員) そうすると震災関係の寄付金や支援費用は平成30年度でほとんど終わり、ということか。

(太田理事長) これは寄附金がいくら集まるかということで何とも言えないが、東日本の方は募集を震災直後の平成23年3月に開始し、以後少なくとも10年間は続けたいと考えている。

(小西評議員) 寄附金収益は120万円くらいしか入らないと言う見通しか。

(太田理事長) 予算上は、そのように見積っている。

(小西評議員) 収支予算書の経常費用を人件費、物件費に分けているが、物件費の中に諸謝金、原稿料がある。これはどちらかと言えば人件費ではないか。

(太田理事長) 諸謝金はセミナーの外部講師に対するものが大部分。したがって物件費として計上している。

(金沢専務理事) 人件費と物件費は厳密に分けることが難しく、団体によっても解釈が異なることがある。一例として、管理関係を外部委託すると科目は委託費になる。分け方は今後、考える必要があると思っている。

(茂木評議員) 参考資料の事業別収益性比較を見ると相談事業は大きな赤字が続いているが、これをどのように考えているか。

(金沢専務理事) 差額は内閣府の公益法人相談会事業の受託収益であるが、これは毎年度入札して獲得する事業であるが、毎年3月時点の予算書作成時では、受託が確定していないため計上しない。28年度の決算見込み現時点では、既に受託が確定しており受託額八百数十万円を計上したが、29年度の収支予算においては、当該事業の実施が不確定であり且つ受託も確定していないため計上していない。したがって、29年度の収支予算における相談事業の収益は、当協会内の非会員の相談室利用料（二回目以降）だけであり、毎年二、三十万円程度である。ご指摘のように、相談員の人件費を考慮すると、相談室のみの相談事業は、大変な赤字事業となるが、これは当協会設立以来の基本的に最重要な事業（一種の最重要見識）であり、会員・非会員を問わず無料で電話相談等を利用でき、結果としては入会の大きな動機にもなっている。

(茂木評議員) 内閣府の相談会事業は予算書に計上していない、ということか。一方で相談室事業は、会員を増やすための呼び水になっているということか。

(太田理事長) 公益法人協会設立の理念である。民法法人時代は主務官庁の裁量行政であり、法人の自主性が薄い許可制だったが、公法協の設立者は法人が主務官庁に何でも相談するのを憂え、民間が民間を支援する相談窓口を作るとというのが原点であり、これが当協会に連綿と続くDNAであるので、どんな赤字になっても継続する必要がある。また、それを魅力に感じて会員になっていただく法人も多い、ということである。

(高橋議長) 公益法人協会の正に矜持、というところ。

(山本評議員) 収支予算書の説明の中で、通信運搬費がかなりかかっているという話があった

- が、当財団には月刊誌が毎月、3冊到着する。1冊で十分なので見直しをして欲しい。
- (金沢専務理事) 石山評議員からも以前、同様の指摘があった。不要な寄贈分についても整理した結果、200から300冊ほど削減して印刷製本費、保管料、配送料をコストダウンすることができた。今後は紙ベースだけではなく、機関誌企画委員会での意見を取り入れ、スマートフォンでの閲覧が可能な対応をしていく。
- (鶴見評議員) 日本での環境認識は事業計画書に記載されたとおりでよいが、世界的な潮流に関する環境認識が必要であろう。例えば英国の離脱によるEUの動向は、今後の欧米非営利組織との連携を検討する上で重要。欧米では、市民社会のスペースがどんどん小さくなっているように感じている。中間支援組織の在り方を念頭に置いた上で、それを模索する必要があるのではないか。会員対策については、日頃付き合いが少ないサイレント・マジョリティーをゼロにするのは難しい課題。私の団体では支援者が6万人いるが、サイレント・マジョリティーが大半を占める。これまでどのようなアプローチをし、今後どのようなアプローチをかけるのか。
- (太田理事長) 世界的な潮流として、ナショナリズムやポピュリズムなど、環境認識では書いていないが重要な点だと考えている。また、国連のSDGsにも配慮する必要がある。事業計画書では、5頁の(2)がその辺りを意識して日英米3か国の対話を進めようということである。
- (金沢専務理事) 会費について言うと、会費は債権とせず、年度末に会費支払が無い場合において未収金計上はしていないが、数年前に督促のルールを決めた。会員法人の担当者が替わった時に会員継続の見直しがされることが多く、これがポイントになる。また、相談室、セミナーなどを利用しない会員が3分の1ほどあると思われるが、これらの当協会のサービス未利用のサイレント会員が年度末の大量退会に繋がる。平成29年度は、早期に協会内システムの完成が見込まれ、サイレント会員を見える化し、役職員全体で情報を共有し、公法協のサービスを案内することにより会員の退会の歯止めとしたい。
- (鶴見評議員) 事業計画では、新規会員を40団体ほど獲得する予定であるが、経験では入会して1年目が一つの山場であり、3年目に次の山場がやってくる。新規獲得だけでなく、会員を逃がさないようにするリテンション・プラン、防衛手段も非常に大切である。
- (宮崎評議員) 海外の非営利組織との連携で、中国との市民団体の関係、公法協の立ち位置をどう取っていくのか。月刊誌2月号の掲載記事では、中国共産党により海外のNGOに対する規制が厳しくなっているとあった。選択と集中という観点から、公益法人協会の立ち位置はどうか。
- (太田理事長) 習近平主席は、一昨年の全人代でNPOの社会的役割を評価する一方で、外資系のNGOの中国国内での活動を規制する施策がとられた。外国NGOが中国に入ってきて民主主義、人権擁護思想を鼓吹することを懸念していると考えられる。我々が付き合い合っているのは政府ではなく市民社会組織そのものである。市民・国民レベルの民際交流は今後も続けていきたいし、彼らも日本の法制・税制度、活動の実態に興味関心を持っており、特に高齢者福祉の分野では先進国の日本に学び、交流を密にし、連携を深める意欲を持っている。

(大貫評議員) 公益信託法改正については強力に進めていただきたい。新たな制度には100%の透明性、客観性が大切であるが、公益信託の受託者には個人を含めようとする動きがあり、審議会がやや混乱しているようだ。受託者はあくまで寿命や病気が懸念される個人ではなく、信託銀行あるいはそれに準じる公益法人などに限るという従来の提言を踏襲すべきであり、このような時に公益法人協会のきちんとした提言は重要だ。要望も含めてだが、理論展開による提言を進めていただきたい。

(太田理事長) 公益法人協会は、当初から受託者には個人を含めないという趣旨で発言しており、今後もその提言を続けたい。

(小西評議員) 相談業務などの継続は公益法人界にとって重要であるし、公益法人協会もそろそろ、年会費の値上げを検討してはどうか。私の財団も、収支相償から逆算してセミナー参加費を8千円から2万円に改定した。他の団体からみても、公益法人協会のセミナー受講料は類似の団体と比べて非常に安い。遠慮しないでセミナーの参加費も上げるなど、良いサービスには料金の値上げを検討することも必要ではないか。事業では、相談室事業がいわば右大臣、セミナー事業が左大臣というべきであり、死守すべき公法協の本質、本旨だと思う。また、最近数年間で以前より事業の数が増えているようであるが、執行理事も事務局の人員も増えていないようだ。政府は介護による離職者ゼロ、残業削減という方針だし、労務管理の問題もあるから、事業にも選択と集中を。すべて大切な事業であるとは思いますが、代表理事の諮問機関を設置し、平成30年頃を目途に事業の取捨選択を考えるべきである。

審議の結果、原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

## ○報告事項

下記項目について、それぞれ担当執行理事より報告があった。

### (1) 第39回理事会のその他決議事項 (太田理事長)

#### ①「内部諸規程の改定」

報告によると、改正労働基準法等が本年1月1日に施行され、当協会では「就業規則」「準職員就業規則」「育児休業規程」及び「介護休業規程」の4規程について法律に沿った改定を行ったとのことであった。

#### ②「平成29年度役員報酬(4～6月)」の件

4月から役員改選のある6月までの3か月間の役員報酬月額は、28年度と同額である旨の報告があった。

#### ③「定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件

平成28年度の事業報告等及び計算書類等の承認、役員改選等に係る定時評議員会は、6月27日(火)15時より、如水会館にて開催することが決議された、との報告があった。

### (2) 公益目的事業変更に係るガイド及び当協会要望書 (鈴木専務理事)

報告によると、同ガイドは平成29年1月版とあるように今後、内容を修正するとの含みで公表されたと思われるが、法人側からみてお粗末な記載がある。変更申請はおろか変更届も不要と思われる事例がいくつもあり、公法協の定点アンケートでも、「公益法人が新しいことを行おうとするとき、軽微な記載事項の変更であっても変更認定申請や届出を要するのは

おかしく、法人の自主性に任せるべきである」「行政庁によって判断基準や対応が異なる」という意見が出ている。当協会が提出した要望書は、総論としてFAQの解説部分は良いが、個別の事例を挙げたケーススタディに関して、例えば主催行事の会場変更、周年事業の事例などは不適切であること、また、当面はケーススタディを充実させるべきこと、認定法施行規則第7条3号の改正検討等を盛り込み、認定等委員会事務局長宛てに提出した、とのことであった。

(3) 不認定案件への対応（鈴木専務理事）

報告によると、今回組上に載ったのは神奈川県公益認定等審議会が不認定とした、かわさき市民基金の事例。県が公表した答申は、不認定の理由として助成先のことまで言及するなど、助成財団全体に波及することが懸念される内容であった。『公益法人』3月号にも掲載したが、神奈川県に対してこの「かわさき市民しきんに関する公開質問状」を助成財団センター、全国コミュニティ財団協会、日本NPOセンターとの連名で提出した。3月下旬に開催される同県審議会にて検討されると聞いている。本件は、太田理事長が直接県庁へ出向き質問状を提出し、事情を聴取した、とのことであった。

(4) CAPS委託調査（太田理事長）

報告によると、香港の非営利団体であるCAPSから委託を受け、市民社会組織に関するアンケート調査を実施している。内容はアジア地域16ヶ国に共通の質問であるが、日本の実態に合わない設問も少なくなく、委託者の了解を得て修正した上で回答依頼をしているところ、とのことであった。

(5) 法制審議会信託法部会の状況（公益信託）（太田理事長）

報告によると、公益法人協会は設立当初から公益信託について関わっているが、現在は公益法人制度改革に倣い、法務省の法制審で見直しのための読解・審議が進んでおり、来年にはパブコメにかかる予定。臨時委員として平川監事に出席していただいている。議論のポイントの一つは、受託者に弁護士など個人を含めてよいか、ということ。個人には寿命があるので、受託者には適さないというのが当協会の従来からの主張である。労働団体の連合が法制審に委員を派遣しており、委員会の都度連絡体制を取っている。公益信託制度改革に関し、所轄庁の監督、機関設計、委託者の関与・監督等については、公益法人協会の主張は少数派であるとのことであった。

(6) 東京都委託社会福祉法人事業の経過（太田理事長）

報告によると、評議員会の設置など公益法人を手本として制度改革を進めている社会福祉法人について、東京都福祉局からの委託を受けてテキストを作成し、大規模な講演を行ったが5月にもう一度、講演を依頼されている。社会福祉法人は設立母体、資金源など公益法人とは異なる面があり、また、行政の関与は非常に大きい。当協会としては、自主開催セミナーも社会福祉法人を対象としたテーマも含め29年度は増やしていく、とのことであった。

(7) 「熊本地震」「東日本大震災」草の根支援組織応援基金の状況（太田理事長）

報告によると、「平成28年熊本地震 草の根支援組織応援基金」には約937万の寄附金応募があり、協会の寄附金を加算し事務管理費を控除した約851万円を17団体に配分した。また、「東日本大震災 草の根支援組織応援基金」には、(公財)松口奨学会及び(一財)世界聖典普

及協会から合わせて640万円の寄附申し込みがあり、このうち28年度末には松口奨学会の寄附による40万円の助成を行う、とのことであった。

(8) 寄付月間「寄付川柳」の応募と選考結果（太田理事長）

報告によると、寄付月間のイベントとして(公社)日本フィランソロピー協会と共催で募集した「寄付川柳」には、読売新聞大阪版、東京新聞に掲載されたこともあり、延べ2,306名から5,373句の応募があった。応募者の年齢は8歳から96歳まで。第一次、第二次選考を経て最終審査で最優秀賞1点、優秀賞2点及び佳作7点を選び、両団体ホームページで発表した、とのことであった。

(9) 28年度寄附金の状況報告（太田理事長）

報告によると、震災関係寄付金、特別寄附金については先に説明したとおりであり、一般寄付金としては個人5名から計18万円、とのことであった。

(10) 28年度財務及び会員の状況（金沢専務理事）

第2号議案において説明したため、省略。

(11) 理事の異動等及び事務局人事（太田理事長）

報告によると、昨年11月に長瀧理事が急逝、松岡理事が体調不良により辞任、承知のとおり新任理事として決議の省略の方法により評議員会にて雨宮孝子氏を選任いただいたが、事務局では職員2名から一身上の理由によりこの年度末をもっての退職申し出があった。うち1名の後任はすでに着任しており、もう1名については業務量を計りながら今後募集する予定である、とのことであった。

(12) 平成29年度税制改正（太田理事長）

報告によると、資産寄附税制4本、寄附金税制4本の改正要望を行った。結果、実現したものは「みなし譲渡所得税非課税特例措置の適用要件の見直し」の1本である、とのことであった。

(13) 休眠預金の状況（太田理事長）

報告によると、10年間移動のない預金が毎年1,000億円ほど発生、うち毎年500億円ほどが指定活用団体経由配分団体に流れる。民間公益活動への資金流入ルートが拡大するので、配分を受ける現場の活動団体だけでなく、配分する団体についてもガバナンス、徹底した公正性、透明性をしっかり持って運営してもらいたいと考えている、とのことであった。

(14) 「社会的企業研究会」準備委員会（鈴木専務理事）

(15) その他報告（太田理事長）（28年度その他業務執行報告）


以上の2件は時間の関係から説明を省略し、詳細は配布資料を参照いただきたい、とのことであった。


以上をもって議案の審議等を終了したので、12時、議長は閉会を宣し、解散した。



以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は記名押印する。

平成29年3月29日

議長 高橋 陽子 

議事録署名人 轟木 洋子 

議事録署名人 中野佳代子 

本議事録の作成にかかわる職務を行った者の氏名

公益財団法人公益法人協会

総務部総務担当課長 加藤 利文  
総務部 松野亜希子

